

【障害者総合福祉法の骨格提言を読んでオピニオン！】

今年 8 月 30 日に開催された障がい者制度改革推進会議総合福祉部会で障害者総合福祉法の最終的な骨格提言が示された。

平成 16 年 10 月に今後の障害保健福祉施策について、いわゆるグランドデザイン案が出され、支援費制度を撤廃し、平成 18 年から障害者自立支援法が施行された。しかし、応益負担、障害程度区分、日額制、常勤換算の概念等が障害者福祉に持ち込まれたことが「障害者の人間としての尊厳を深く傷つけた」として、障害者団体等から反発があり、国がそれを認め障害者自立支援法の廃止を表明した。では、同様の方による介護保険の対象である高齢者も「人間の尊厳を深く傷つけられている」というのだろうか？そもそも、この総合福祉法を巡る約 1 年半は果たして十分な国民的議論が行われたといえるのか？総合福祉部会は、障害のある当事者を中心に組織されたが、真に国民を代表し、その声を反映する議論が出来ていたのだろうか？今回明らかになった骨格提言を読みながら考えてみた。

まず、障害者総合福祉法の対象になるには「障害の確認」が必要であるとしている。その方法は、障害者手帳や医師等の診断書を利用する事となる。しかし、谷間や空白の解消を目指したこの法律が、あくまで障害名や診断名がないと利用対象とならないのでは、これまでと変わらず医学モデルに基づいていると言えないのだろうか？

次に、評判の悪かった「障害程度区分」に代わる支給決定の仕組みについては、本人の申請に基づき、市町村の支給ガイドラインに沿ってニーズアセスメントを行い、本人の希望が市町村ガイドラインの水準を超える際に、本人と市町村が協議調整を行い、支給決定をする。そこで決定できない場合は、第 3 者の合議機関において検討するという。

しかし、調査項目はセンスこそ悪いが、実際に調査を行っている者の「現場」感覚からは、出てくる結果は実際の状態像から大きく乖離しているものではなく、限りある財源の公平な分配という観点からは、妥当なスケールではないかと感じている。それよりも、総合福祉法における「協議調整」は、市町村ガイドラインの公表という部分で支給決定プロセスの透明化はされるが、支援費制度時のように、声の大きい人が我先にと駆け込み、出遅れた人には、すでに財源がつき放置されるという同じ轍を踏まないだろうか。

最後にその財源問題であるが、障害関係予算を対 GDP 比で OECD 諸国の平均水準にし、現在の約 2 倍～2.5 倍にあたる約 2 兆～3 兆円程度を求めるといふ。これだけの巨額の予算を、いわば 18 歳～64 歳までの「障害者に限った福祉サービス法」である障害者総合福祉法に投入することになる。それが障害の有無によって分け隔てられない共生社会の実現に向かう道だろうか？やはり年齢や障害に関係なく「介護」や「生活のしづらさ」を支援するサービス法として、国民の連帯で支える制度に舵を切り直さなければ、共生社会の実現はない。そのためには、介護保険と一体となった総合的な社会保険制度を導入すべきであり、OECD 諸国中で対 GDP 比の国民負担率がワースト 4 の日本としては、その財源を消費税の計画的な増税という国民的議論を通して担保する他はないと考える。

所員 丹羽 彩文（相談支援専門員）